

麻薬取扱者免許について③  
(継続手続き・手続き(その他)・  
よくある問合せ)

東京都保健医療局 健康安全部  
薬務課 薬事免許担当

# 目次

- 1 麻薬取扱者免許証の継続手続き
- 2 麻薬関係手続き（その他）
- 3 よくあるお問い合わせ

# 継続申請・返納届の流れ

(時期については変更になる場合があります。案内文をよく確認してください。)

	大規模医療機関 医師会加入医療機関	その他の医療機関 動物診療施設
7月	継続・年間届の案内	
8月		継続・年間届の案内
9月	継続申請提出	
10月		継続申請提出
11月		
12月	免許証交付（上旬）	免許証交付（中旬）
1月	返納届提出	

# 1 麻薬取扱者免許証の継続手続き

麻薬取扱者免許証には有効期限があります。

※継続手続きをせずに麻薬を施用してしまうと無免許施用となってしまいます。

## ①継続申請

- 有効期間満了の年の7月～8月末に継続申請のご案内をお送りします。（地区医師会加入の場合は医師会を通じてお知らせします）
- 医師会加入の場合は、医師会が設定した提出期限までに、それ以外の診療施設はお送りする案内に従って申請してください。
- 7月以降に異動してきた方は、各診療施設で麻薬施用者免許証の有効期限を確認し、継続申請してください。

**（注）麻薬管理者は異動できません！！**

## ② 継続免許証の交付

- 新しい免許証を12月から順次交付します。  
※新しい免許証交付後、記載内容に変更が生じた場合は、12月までの免許証と1月からの免許証の記載事項変更が必要です。

## ③ 有効期間が満了した免許証の返納

- 有効期間の満了した免許証の裏面「返納届」に必要事項を記入の上、返納してください。

<提出期間>

毎年1月1日～1月15日の間（郵送提出可）

## 2 麻薬関係手続き（その他）

### ①申請者の欠格条項について

・欠格条項に該当する場合は、通常の申請書類以外にも必要書類がありますので、**申請前にご相談ください。**

#### ●事例

- ・麻薬及び向精神薬取締法違反（無免許施用）
- ・道路交通法違反（スピード違反）による罰金刑（通称：**赤切符**）

**×**欠格条項に該当しない・反則金（通称：**青切符**）

### 注意事項

申請書にあらかじめ「なし」と印刷した様式を使用している場合は、**該当の有無について必ず本人に確認してください。**

## ②麻薬施用者の退職時の注意事項

医師本人に手続きを依頼した場合

⇒ その後本人が手続きをせず、継続申請時に  
手続不備が発覚！

⇒ 麻薬免許証の記載内容と実態とが合わない状態



法違反につながる

医師本人や異動予定の診療施設との連絡  
調整をお願いします。

### 3 よくあるお問い合わせ

Q1 私が勤務している診療所(A診療所)では、麻薬施用者の免許を取得しているのは、私だけです。

当院は院外処方のため、麻薬の保管はしていません。

このたび、都内の別の病院(B病院)で既に麻薬施用者免許を取得している医師が非常勤で当院にも勤務することになりました。

この場合、どのような手続きが必要ですか？



## A1

- ① 非常勤医師がA診療所で麻薬を施用するのであれば、A診療所の麻薬管理者の申請が必要です。

麻薬の保管をするか否かにかかわらず、**2名以上(※)**の麻薬施用者が麻薬を施用する麻薬業務所には、麻薬管理者を設置しなければなりません。

※ 主たる業務所であるか従施設であるかにかかわらず、2人目の施用者が勤務する場合には、管理者免許の申請が必要です。

- ② 非常勤医師がA診療所で麻薬を施用するのであれば、A診療所を従施設として追加する手続きが必要です。

麻薬管理者設置後、非常勤医師の麻薬施用者免許証に、A診療所を従施設として追加する記載事項変更届の提出をお願いします。

**Q2** 4月1日に法人化(移転)することになりました。

現在、当院には麻薬施用者が複数いるため  
管理者を設置しています。

また、麻薬も保管しており、在庫は引き続き  
使用する予定です。

どのような手続が必要ですか？

法人化する場合、個人で開設していた病院又は診  
療所を一度閉院して、法人として新たに開設する  
こととなります。

法人化だけでなく、診療所を移転する場合も手続  
きは同じです。

法人化、移転の際に手続きがもれてしまうケース  
がありますので、注意してください。



## A2 管理者免許の申請は事前に、その他の手続は法人化(移転)後に行ってください。

### ■ 法人化(移転)する前【開設のおよそ2週間前まで】

#### ① 麻薬管理者免許申請書 + 添付書類等

※ 保健所等に提出予定の開設届(写)を添付してください。  
副本が届き次第、薬事免許担当にFAXしてください。

管理者免許は  
新たに取直し

### ■ 法人化(移転)した後【開設から15日以内に】

#### ① 麻薬管理者業務廃止届 + 麻薬管理者免許証(原本)

#### ② 麻薬所有届

#### ③ 麻薬譲渡届

#### ④ 麻薬帳簿

※ 法人化(移転)前の在庫の最終の状況が確認できるもの

#### ⑤ 麻薬施用者免許証記載事項変更届 + 免許証(原本)

※ 法人化しても、名称・所在地に変更が生じない場合は不要

施用者免許  
は変更届

## ■ 「麻薬等取扱者のページ」

都内で麻薬等を業務上取り扱う方向けのページです。  
東京都からのお知らせ、各種手引き等を掲載しています。

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/anzen/iyaku/sonota/toriatsukai/index.html>

**検索サイトで「東京都 麻薬取扱者」と検索してください。**

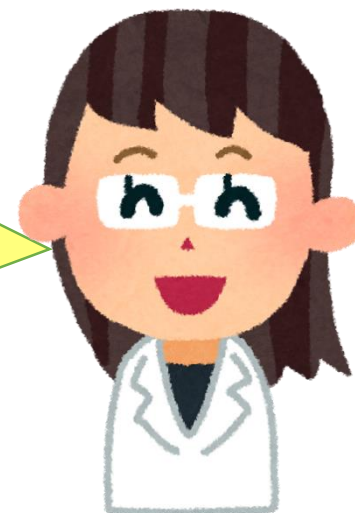
## ■ 「申請様式ダウンロードサービス」

麻薬取扱者免許関係の様式を掲載しています。

[https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/anzen/iyaku/sonota/youshiki\\_down/m\\_menkyo/index.html](https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/anzen/iyaku/sonota/youshiki_down/m_menkyo/index.html)

**検索サイトで「東京都保健医療局 申請 ダウンロード」と検索してください。**

**麻薬、麻薬取扱者免許証等について不明な点がありましたら、早めにお問合せください。**



## **お問合せ先**

**東京都保健医療局 健康安全部  
薬務課 薬事免許担当  
☎03-5320-4503 (直通)**